いわき市農業委員会第13回総会議事録

会長　草野庄一は、令和４年５月23日（月）午前９時30分、いわき市農業委員会総会をいわき市役所東分庁舎５階会議室に招集した。

１　出席者（計34名）

⑴　農業委員（22名）

１　木田　テイ子	11　鈴木　理	21　新妻　公二
２　四家　誠	12　生田目　祥明	22　大竹　公治
３　志賀　幸		23　木幡　仁一
４　草野　庄一	14　石井　英毅	24　蛭田　元起
５　田子　耕一	15　新妻　信夫	
６　藁谷　昭夫		
７　遠藤　重和	17　箱﨑　寿正	
８　佐川　良平	18　鈴木　義直	
９　油座　盛明	19　中根　まり子	
10　岡村　泰典	20　坂本　和徳	

⑵　事務局（12名）

事務局長	酒井　直人
事務局次長	遠藤　敏行
主任主査兼農政振興係長	草野　浩平
主任主査兼農地調査係長	小川　仁一
農地審査係長	府川　将人
農政振興係　主査	大内　綾子
農地調査係　主査	金成　聡司
農地審査係　主査	鈴木　学
農地審査係　主査	鈴木　昌則
農地審査係　主査	福田　幸士
農地審査係　事務主任	西山　諒
農政振興係　主査（書記）	浅川　実利

２　欠席者（計２名）

13　菅野　綾
16　平田　敬一

３　会議の概要（注：個人情報に係る箇所を除く。）

事務局 （遠藤次長）	本日は、お忙しい中、いわき市農業委員会第13回総会にご参集をいただき、ありがとうございます。 定刻ですので、始めさせていただきます。 初めに、お手元にお配りいたしました資料を確認させていただきます。 ◇　第13回総会議案書 ◇　許可申請に係る意見及び決定理由書 ◇　現地調査位置図 ◇　追加議案書：議案第10号「非農地の判断について」 ◇　追加議案書：議案第11号「いわき市農業・農村振興基本計画審議委員会の委員の推薦について」 【資料１】令和３年度業務報告書（案） 【資料２】令和４年度農業者年金加入推進活動計画（案）について 【資料３】令和３年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価 【資料４】令和４年田畑売買価格等に関する調査について 【資料５】令和５年度農業施策に関する要望事項の検討について 【資料６】農業経営改善セミナーについて 以上、11点です。 なお、本総会の開催通知と併せて送付しております議案説明書につきましても、ご用意願います。
事務局 （遠藤次長）	いわき市農業委員会総会会議規則第22条において、「委員は、総会中、みだりに議席を退くことができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、議長の許可を得て退くことができる。」とされておりますので、よろしくお願いいたします。 また、携帯電話は、あらかじめ電源をお切りいただくか、マナーモードに設定くださるよう、ご協力をお願いいたします。
事務局 （遠藤次長）	次に、農業委員会憲章唱和でございますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、議席番号順に農業委員会憲章を朗読いただき、唱和に代えさせていただきます。 それでは、議席番号９番の油座盛明委員、お願いいたします。 皆様、ご起立のうえ、黙読ください。
９番 油座委員	【いわき市農業委員会憲章朗読】

事務局 （遠藤次長）	ありがとうございました。 ご着席願います。 本日の総会は、農業委員会等に関する法律第27条第１項の規定に基づきまして、会長が招集しております。 それでは、議事に先立ちまして、草野庄一会長よりご挨拶申し上げます。
草野会長	皆さん、改めておはようございます。 いわき市農業委員会第13回総会の開催に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。 委員の皆様には、まだまだ農繁期という方もいらっしゃると思います。 多忙な中のご出席、本当にご苦労様でございます。 今年は、例年になく雨が多い田植え時期となりましたが、幸いなことに水不足にならないで済んでおります。 私個人としては、こういった状態で、骨折してからもう３か月が経とうとしているわけですが、今年の田植え・種蒔きはどうしようという状況だったものの、息子が同居しているものですから、何とかカバーしてもらい、妻も草刈りから種蒔き、田んぼの起こし、それから代かき、田植えとやってくれたということで、70数年生きているなかで田植えに一切関与しないで済んだ年というのは初めてでした。 「怪我の功名」という言葉がありますが、結果的にはそういうことだったなと思います。 息子も、今までは「頼まれ意識」というのが非常に強かったのですが、今回は「自分がやらなくてはいけない」という意識が少し芽生えて、全部やってくれたものですから、これが「怪我の功名」に通ずるのだなと実感しております。 私も、今後は少しずつ草刈り等からできるようになると思いますが、これからは農業委員会のお仕事等をメインに進めていきたいと思っておりますので、皆さんのご協力よろしくお願いしたいと思います。 それから、新型コロナウイルス感染症の状況も非常に混沌としておりまして、いわき市も今朝の新聞だと75人感染というところですが、減ったり増えたり、なかなか50人を下回らないという状況が心配ではあります。 ただ、内堀県知事も感染したというニュースも今朝ありましたので、油断できないということで、皆さんも、まずは「コロナに感染しない」という気持ちを保っていただければと思います。

草野会長	先日、パルセいいざかで開催された県下農業委員会会長・事務局長会議に出席してきましたが、その中で研修がありました。 我々の上部組織である、全国農業会議所の参事役兼事務局長の稲垣先生が、「農業を取り巻く情勢と農地利用の最適化の推進に向けた農業委員会が果たすべき役割」ということで、テキストを利用しながら細かな説明をしてくださいました。 席上、私も聞きながら、今まで農業委員会の進んでいた方向性とは異なり、これから農業委員会はこのような形で進んでいかなくてはならないのだと改めて実感しました。 と言うのも、国が我々の指針、農地利用の最適化に向けての方向性をある程度示しているわけですが、現場とのギャップを非常に感じる。 皆さんも今、最適化の推進と併せて、「これからの農地をどうやって守っていこうか」、「話し合いをどういう風に進めるか」、「人の力をどのように活用しようか」という形で、基本となる活動記録簿等の記入に関して、大変だと思いながら、どのようにこなしていこうか迷っている方が多いと思いますが、現状は国の考え方に沿った形で行かざるを得ない。 ということで今、金成主査が委員の皆さんにご理解いただけるような形で、きめ細かい説明しておりますが、活動記録簿の枚数が多くなると書くのに手間もかかるということで、大変だと思うところも大いにあるものの、そのうちタブレット端末が各委員に配付されれば、かなり効率的になると思っております。 ご協力よろしくお願いします。 本日の総会は、定例となります農地法に係る許可申請のほか、非農地判断等に係る追加議案について、ご審議をいただきます。 委員の皆様には、慎重かつ円滑なご審議を賜りますようお願い申し上げまして、挨拶といたします。 本日はよろしくお願いいたします。
事務局 （遠藤次長）	ありがとうございました。 それでは、議事に入りますが、議事の進行は、いわき市農業委員会総会会議規則第６条第１項の規定に基づき、会長が議長となりまして進めさせていただきます。 草野会長、よろしくお願いいたします。
議長 （草野会長）	それでは、議長を務めさせていただきます。 円滑な議事進行に努めてまいりたいと思いますので、皆様方のご協力をお願い申し上げます。

議長 （草野会長）	本日の通告欠席でございますが、議席番号13番、菅野綾委員、議席番号16番、平田敬一委員でございます。 現在、委員24名中、22名が出席しており、これは、農業委員会等に関する法律第27条第３項に規定の過半数を超えております。 本日の総会が成立することをご報告いたします。 次に、いわき市農業委員会総会会議規則第７条の規定により、開会・閉会は議長が宣告することになっておりますので、宣告いたします。 ただいまより、いわき市農業委員会第13回総会を開会いたします。 次に、議事録署名人の指名でございますが、いわき市農業委員会総会会議規則第24条第２項の規定により、議長が指名いたします。 議席番号２番、四家誠委員、 議席番号３番、志賀幸委員、 以上、２名にお願いいたします。 また、書記は事務局にお願いいたします。 なお、議事録については、平成21年１月23日付け農林水産省経営局長通知により、「農業委員会は、総会等の終了後速やかに、市町村個人情報保護条例等に留意の上、その審議過程のすべてを、要約することなく、詳細に記した議事録を作製し、これを縦覧に供すること。」とされております。 これにより、本総会の議事録作成については、委員個人名と発言内容の全てを記載する「全文記録方式」といたします。 また、作製した議事録については、いわき市の公式ホームページにおいても、公表することになっておりますことを申し添えます。 次に、会務報告を事務局よりお願いいたします。
事務局 （遠藤次長）	【議案書２ページから３ページにより会務報告】
議長 （草野会長）	それでは、ただいまより議事に入りますが、その前に議案、報告案件で取下げ、追案等があるかどうか、事務局の説明を求めます。
事務局 （草野係長）	本日、議案第10号として、「非農地の判断について」を、また、議案第11号として、「いわき市農業・農村振興基本計画審議委員会の委員の推薦について」を追加願います。 以上です。
議長 （草野会長）	それでは、議事に入ります。 農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限で、農業委員

議長 （草野会長）	会の委員は自己、又は同居の親族、若しくは、その配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないこととされております。 本日、議案第７号、「いわき市農用地利用集積計画について」において、議席番号２番、四家誠委員及び議席番号12番、生田目祥明委員が該当しております。 四家委員、生田目委員には、当該議案審議の際、一時退出をお願いします。 その他、該当する方がいれば、議案審議の際、申し出てください。 それでは、議案第１号、「令和３年度業務報告の認定について」、事務局の説明を求めます。
事務局 （草野係長）	議案書の４ページをお開き願います。 【議案第１号を朗読し、審議事項を説明】 詳細については、担当者が説明いたします。
事務局 （大内主査）	それでは、私より議案書の説明をさせていただきます。 議案書の４ページをお開き願います。 お手元の、資料１「令和３年度業務報告書（案）」をご用意お願いします。 資料１と番号を振っておりませんが、厚めの報告書になります。 お手元の資料１の１ページ目をご覧ください。 当会の沿革、市の人口面積等を記載しております。 また、資料の２ページから６ページにつきましては、組織図、体制図となっております。 ７ページから14ページにつきましては、業務の総括を記載しております。 ７ページには主たる会議の開催実績と定例的現地調査の実績を、８ページ以降は、許認可に関する業務の実績を記載しております。 また、12ページですが、農地パトロール強化月間の活動実績などを、13ページから14ページには、農業委員及び農地利用最適化推進委員の活動報告書をまとめたものを記載しております。 続いて、16ページ以降ですが、16ページから35ページにかけましては、会務報告を記載しております。 会務報告は、総会の議案等をまとめたものです。 26ページをご覧ください。 26ページには、農業委員会だより編集委員会の開催実績を記載しております。 また、26ページの中段以降につきましては、開催した会議の実績

事務局 （大内主査）	を記載しております。 30ページをご覧ください。 30ページからは会長をはじめ委員の皆様、事務局が出席した会議や研修などをまとめて記載してございます。 また、36ページをお開きください。 36ページから最後の55ページに至りましては、資料編といたしまして、農地等に関する各種実績を取りまとめて記載しております。 業務報告書につきましては、承認をいただきましたら、印刷、製本し、次の総会でお配りする予定となっております。 以上です。
議長 （草野会長）	ただいま、事務局より、議案第１号について、説明がありました。 これについて、委員の皆様から何かご意見・ご質問はございますか。 【「意見なし」との声あり】
議長 （草野会長）	ご質問がないようでありますので、お諮りいたします。 議案第１号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。 【「異議なし」との声あり】
議長 （草野会長）	ご異議なしと認め、議案第１号、「令和３年度業務報告の認定について」は、原案のとおり可決いたします。 次に、議案第２号、「令和４年度農業者年金加入推進活動計画（案）について」、事務局の説明を求めます。
事務局 （草野係長）	議案書の５ページをお開き願います。 【議案第２号を朗読し、審議事項を説明】 詳細については、担当者が説明いたします。
事務局 （大内主査）	それでは、私より説明させていただきます。 お手元の資料２をご覧ください。 資料２につきましては、「本年度の活動推進計画について」になります。 ５ページから、福島県農業会議等の関係団体が策定しました「第４期中期計画における令和４年度の新規加入目標数と加入推進の取り組みについて」に基づき、定めるものであります。

事務局 （大内主査）	農業者年金基金では、５年ごとに策定する中期計画に基づき、加入推進活動を展開しておりますが、令和３年７月末には目標に掲げた13万人加入を達成しております。 そこで基金では、さらに加入推進の取り組みを強化し、若い農業者や女性農業者をはじめ、より多くの農業者に対して農業者年金を周知し、加入に繋げるため、今年度は「加入推進累計15万人の早期達成に向けた加入推進強化運動」をスローガンとして、新規加入の年間目標を設定しております。 これを踏まえまして、本市の今年度の加入推進目標は、４人と設定されました。 そちらにつきましては、資料の10ページになります。 10ページの右下に、いわき市の加入推進目標が示されております。 そこで、１ページ目から４ページ目のとおり、本市の加入推進活動について案を作成しました。 主だった点を挙げますと、１の今年度の加入目標人数が４人です。 うち、20歳から39歳までが２人、女性が１人と設定しております。 この加入推進強化月間の設定につきましては、従来どおり前期が10月から11月、後期が来年１月から２月の、それぞれ２か月間としております。 前期及び後期の加入推進活動計画案の詳細は、３ページから４ページ目のとおりでございます。 農業委員の皆様には、法定業務として、農業委員会法第６条第３項に、法人化その他農業経営の合理化に関する事項として、「農業経営の法人化」、「複式簿記の記帳や青色申告の推進」、「農業者年金の加入推進」、「家族経営協定の推進」が規定されており、農業者年金の加入推進は重要な業務の一つとなっております。 なお、戸別訪問を行う際に必要となる啓発グッズ及び加入推進対象者名簿等につきましては、例年のとおり前期強化月間の前月であります、９月の総会時にお渡ししたいと考えております。 令和４年度の加入推進活動計画（案）につきましては、以上のとおりです。 また、併せまして資料の２－２をご覧ください。 資料の２－２、年金の関係になりますので併せてこの場をお借りしてお話しさせていただきます。 資料の２－２は、令和４年４月１日現在の農業者年金加入状況、受給状況についてです。 こちらにつきましては、４月19日に開催されました、第12回総会時に報告させていただいたところですが、資料の一部に誤りがありましたので、この場をお借りしてお詫びしますとともに、訂正の報

事務局 （大内主査）	告をさせていただきます。 下線のある数値が訂正部分となります。 よろしくお願いいたします。 また、併せまして年金の関係ということで、もう一つ説明させていただきます。 お手元の資料の２－３をご覧ください。 資料２－３は、「農業者年金受給権者現況届の取り扱いについて」になります。 基金より、現在、年金受給者の方へ現況届の提出に係る通知が送付されているところであります。 受給者の方は、現況届を６月中に農業委員会に提出していただくことになります。 受給者の方からご相談等あった際は、そのようにご指導くださいますようお願いいたします。 また参考情報ですが、提出先は農業委員会ですけれども、例年、各支所やJAさんにお持ちくださる方もいらっしゃるので、各窓口に対しても、協力依頼を差し上げているところですので、併せましてご案内させていただきます。 私からは以上です。
議長 （草野会長）	ただいま、事務局より、議案第２号について、説明がありました。 これについて、委員の皆様から何かご意見・ご質問はございますか。 【「意見なし」との声あり】
議長 （草野会長）	ご質問がないようでありますので、お諮りいたします。 議案第２号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。 【「異議なし」との声あり】
議長 （草野会長）	ご異議なしと認め、議案第２号、「令和４年度農業者年金加入推進活動計画（案）について」は、原案のとおり可決いたします。 次に、議案第３号、「農地法第３条第１項の規定による許可申請について」、事務局の説明を求めます。
事務局 （府川係長）	議案書の６ページをお開き願います。 【議案第３号を朗読し、審議事項を説明】

事務局 （府川係長）	詳細については、担当者が説明いたします。
事務局 （鈴木（昌） 主査）	それでは、本日の議案に入ります前に、資料の訂正がございます。 議案説明書２ページをお開き願います。 番号３番、譲受人の畑の経営面積ですが、５アールではなく正しくは３アールとなりますので、変更をよろしくお願いいたします。 大変申し訳ありませんでした。 それでは、説明をさせていただきます。 「農地法第３条第３項の規定許可申請について」でございます。 地図につきましては、別紙現地調査位置図を併せてご覧ください。 番号１番から番号４番につきましては、売買による所有権の移転であります。 番号５番、６番につきましては、贈与による所有権の移転となり、 番号６番につきましては、新規就農案件となります。 なお、先ほど訂正をさせていただきました番号３番になりますが、申請農地の隣に自己農地を所有しており、本案件である農地と一体として利用しなければ活用することが困難と認められる農地ということで、許可要件であります農地の下限面積の特例としての申請となります。 従いまして、今月の３条許可の面積については、田：13,449㎡、畑：5,242㎡、合計：18,691㎡となります。 議案書３ページを、お開き願います。 許可要件につきましては、３条許可ができない場合を示した、農地法第３条第２号各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。 なお、許可要件の詳細につきましては、議案説明書の４ページをご覧ください。 報告は以上です。
議長 （草野会長）	ただいま、事務局より、議案第３号について、説明がありました。 ここで、現地調査時の意見の報告をお願いいたします。
21番 新妻（公） 委員	議席番号21番、新妻公二です。 番号１番から３番、そして６番の事案につきまして、現地調査をしましたが、特段問題はありませんでした。 以上です。

議長 （草野会長）	続いて、事務局お願いいたします。
事務局 （鈴木（昌） 主査）	農地の贈与として、番号５番について、事務局のみでの確認となりましたが、現地を確認したところ、特に問題はなかったことを報告します。 報告は以上となります。
議長 （草野会長）	ただいまの報告では、「特に問題ないと判断される」とのことでした。 これについて、委員の皆様から何かご意見・ご質問はございますか。
18番 鈴木（義） 委員	18番、鈴木義直です。 この３条で売買による権利移動ということで、新しく買った人が耕作しないでそのまま遊休農地になっているというのが数件ありまして、その場合は農業委員会事務局から電話等の指導などは可能か、というのが１点。 それから、１番の案件ですが、平上平窪の件、新しい譲受人が双葉郡楢葉町になっていますが、そこから通ってこの畑を耕作するのか、それとも市内に何か住居等があって、そこから通って耕作するのか、２点確認をお願いします。
事務局 （鈴木（昌） 主査）	それでは、鈴木委員から質問がありました１番目。 「新たに取得をした後の借受人に対し、こちらから指導できるか」ということでございますが、委員さんからそういうお話を受けまして、事務局としても、対象の方に「きちんと耕作してください」ということで、ご連絡したいと思います。 また、連絡した後に、実際に耕作状況がどうなっているかということで、委員さんのご協力を得ながら、やっていきたいと思います。 続いて、２点目でございますけれども、今回、双葉郡の方が上平窪に農地を取得されたということですが、申請地の農地の北側にその方の住宅もありまして、実際には双葉郡に住所を置きながら、平窪の方に住んでいるということで、事実確認ができております。 事務局からは以上となります。
議長 （草野会長）	鈴木委員、ただいまの説明でよろしいですか。

18番 鈴木(義) 委員	はい、了解しました。
議長 (草野会長)	その他、ございませんか。 それでは、ただいまの説明で質問がなければお諮りいたします。 議案第３号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。 【「異議なし」との声あり】
議長 (草野会長)	ご異議なしと認め、議案第３号、「農地法第３条第１項の規定による許可申請について」は、原案のとおり可決いたします。 次に、議案第４号、「農地法第５条第１項の規定による許可申請について」、事務局の説明を求めます。
事務局 (府川係長)	議案書の７ページをお開き願います。 【議案第４号を朗読し、審議事項を説明】 詳細については、担当者が説明いたします。
事務局 (鈴木(学) 主査)	議案説明書５ページを、お開き願います。 議案第４号、「農地法第５条第１項の規定による許可申請について」でございます。 それでは、案件について説明いたします。 議案説明書６ページ、現地調査位置図及び許可申請に係る意見及び決定理由書をご覧願います。 なお、説明は、申請地、登記地目、転用面積、転用目的、権利の移動事由の順で申し上げます。 １番、平原高野、畑、311㎡、自己住宅敷地、使用貸借権の設定。 ２番、山田町、田、1,066㎡、太陽光発電設備、所有権の移転。 ３番、四倉町下仁井田、田、234㎡、一般住宅（分家住宅)、所有権の移転。 ４番、好間町上好間、畑、1,146㎡、中古車保管場所、所有権の移転。 ５番、田人町黒田の一部、畑、4,048.03㎡、道路敷地、賃借権の設定。 なお、本件については、面積が30アールを超えますので、県農業会議の意見照会案件となります。 ６番、三和町合戸の一部、田、609.91㎡、携帯基地局設置に伴う

事務局 （鈴木(学) 主査）	仮設ヤードとして、使用貸借権の設定。 以上６件、面積は、田：1,909.91㎡、畑：5,505.03㎡、合計：7,414.94㎡となります。 申請内容を精査した結果、申請箇所すべてが農地転用許可基準である、立地基準及び、一般基準を適正に満たしております。 説明は以上です。
議長 （草野会長）	ただいま、事務局より、議案第４号について、説明がありました。 ここで、現地調査時の意見の報告をお願いいたします。
22番 大竹委員	議席番号22番、大竹公治です。 番号１番から５番について、現地調査をした結果、特段問題はありませんでした。 報告は以上です。
議長 （草野会長）	続いて、事務局お願いいたします。
事務局 （鈴木(学) 主査）	番号６番について、一時転用案件であることから、事務局で現地を調査した結果、特段問題はありませんでした。 以上です。
議長 （草野会長）	ただいまの報告では、「特に問題ないと判断される」とのことでした。 これについて、委員の皆様から何かご意見・ご質問はございますか。
17番 箱﨑委員	17番、箱﨑です。 ５番について、道路敷地にしてはだいぶ面積が大きいような気がするのですが、これは何のための道路でしょうか。
事務局 （福田主査）	番号５番の件についてですが、現地調査位置図の18ページ、19ページをご覧いただきたいと思います。 少し見づらいですけれども、18ページの地図上において、ちょうど申請地の西側よりも若干北西部分に、河川を渡河するための橋梁が渡っているのがご覧いただけるかと思います。 こちらは現在、通行止めとなっておりまして、当該申請人であります被設定人については、田人地区内において発電所を擁しておりまして、この橋梁を渡った先に取水口がございます。

事務局 （福田主査）	ですが現在、そちらを通行することができず、発電所の営業に関して支障が出ております。 その中において、会社で県に対して要望等を行ったところ、橋の架け替えについては、早くても10年から15年かかるということでしたので、それを待っていると発電所の今後の営業に支障が出るということで、河川を渡河して進入すべき道を自ら設けるための道路敷地といった形です。 事務局としての説明は、以上です。
議長 （草野会長）	箱﨑委員、今の説明でよろしいですか。
17番 箱﨑委員	はい。
議長 （草野会長）	その他、ございませんか。 なければお諮りいたします。 議案第４号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。 【「異議なし」との声あり】
議長 （草野会長）	ご異議なしと認め、議案第４号、「農地法第５条第１項の規定による許可申請について」は、原案のとおり可決いたします。 次に、議案第５号、「農地法第５条第１項の規定による許可後の事業計画変更申請について」、事務局の説明を求めます。
事務局 （府川係長）	議案書の７ページをお開き願います。 【議案第５号を朗読し、審議事項を説明】 詳細については、担当者が説明いたします。
事務局 （福田主査）	それでは、議案説明書７ページをお開き願います。 議案第５号、「農地法第５条第１項の規定による許可後の事業計画変更申請について」、ご説明いたします。 説明に入ります前に、資料の訂正が１点ございます。 議案説明書８ページをお開きください。 番号１番の変更内容の欄になりますが、上から３行目の先頭に変更後と書いてある行になります。 こちら、「変更後」の後ろに「240舞」と記載があるようですが、「ま

事務局 （福田主査）	い」の字が誤っておりまして、正しくは枚数等を示します、ちょうど上の方にある「250枚」と同様の「枚」といったことになりますので、訂正をお願いいたします。 大変申し訳ございませんでした。 では、改めまして、議案説明書８ページの方をご覧ください。 配付しております、現地調査位置図と、申請に係る意見及び決定理由書を併せてご覧願います。 番号１番、申請人の住所は、静岡県浜松市東区です。 申請地は、小川町高萩の一部であり、令和２年７月22日付け、いわき市農業委員会指令第5108号により許可を受けた案件になります。 当初の目的は、太陽光発電設備であり、今回の変更申請の内容は、太陽光パネルの配置及び枚数、事業区域及び施工期間の変更となります。 本案件は設定人・被設定人双方の合意により、申請筆の一部を転用するということで許可がなされたものですが、双方の認識に齟齬がありまして、転用範囲外となります。 同一筆内の東側の部分は現在、営農が行われておりまして、当初計画のとおりですと、この営農に支障が生じるといったことから、事業区域の方を変更いたしまして、当初の1,000㎡から990.83㎡に面積を変更するものです。 また、当初計画で使用予定だった太陽光パネルが廃番となったことにより、パネル設置枚数が当初の250枚から240枚に変更となり、これらの理由によって作業に遅れが生じたことから、当初、令和２年７月22日から令和３年３月31日までとしていた施工期間を、令和２年７月22日から令和４年８月31日までとする事業計画変更申請があったものです。 当該案件については、施工中の事業計画変更であり、周辺の営農に影響が生じないための事業計画変更であります。 このことから、計画変更の承認については、問題ないものであると考えます。 説明は以上です。
議長 （草野会長）	ただいま、事務局より、議案第５号について、説明がありました。 ここで、現地調査時の意見の報告をお願いいたします。
23番 木幡委員	議席番号23番、木幡仁一です。 番号１番について、現地を調査した結果、特段問題はありませんでした。

23番 木幡委員	以上でございます。
議長 （草野会長）	ただいまの報告では、「特に問題ないと判断される」とのことでした。 これについて、委員の皆様から何かご意見・ご質問はございますか。 【「意見なし」との声あり】
議長 （草野会長）	ご質問がないようでありますので、お諮りいたします。 議案第５号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。 【「異議なし」との声あり】
議長 （草野会長）	ご異議なしと認め、議案第５号、「農地法第５条第１項の規定による許可後の事業計画変更申請について」は、原案のとおり可決いたします。 次に、議案第６号、「農地法第５条の規定による許可処分の取消願いについて」、事務局の説明を求めます。
事務局 （府川係長）	議案書の９ページをお開き願います。 【議案第６号を朗読し、審議事項を説明】 詳細については、担当者が説明いたします。
事務局 （鈴木(学) 主査）	それでは、議案説明書９ページをお開き願います。 議案第６号、「農地法第５条の規定による許可処分の取消願いについて」、ご説明いたします。 配付しております現地調査位置図をご覧になりながらお聴きくださるようお願いします。 説明に入ります前に、資料の訂正がございます。 議案説明書９ページの表題２、「農地法第５条第１項の規定による許可申請の取消について」とありますが、「第１項」の文字を削除し、「申請」を「処分」に訂正願います。 「第１項」の文字のみを削除して、「申請」という文字を「処分」という文字に訂正していただきたいと思います。 大変申し訳ありませんでした。 それでは改めて、議案説明書の10ページをお開き願います。

事務局 （鈴木(学) 主査）	すみません、説明の方が分かりづらかったようです。 ９ページに「農地法第５条第１項の規定による許可申請の取消について」と表記がありますが、「農地法第５条第１項」の「第１項」を削除していただき、「の規定による許可申請」の「許可申請」を「許可処分」に修正する。 正しくは、「農地法第５条の規定による許可処分の取消について」といった記載になります。 大変申し訳ございませんでした。 再度申し訳ございません、「許可処分の取消願いについて」となります。 末尾に「願い」を記載願います。 大変申し訳ありませんでした。 改めて、議案説明書10ページをお開き願います。 番号１番、土地の所在は、好間町上好間、登記地目は、田、転用面積は1,066㎡、転用目的は、太陽光発電設備です。 本案件は、令和３年11月26日付けで許可された、農地法第５条の許可の取消でございます。 取消理由については、当該地の地面から水が湧き出しており、転用目的を達成が困難となったことにより、許可の取消を願い出るものです。 説明は以上です。
議長 （草野会長）	ただいま、事務局より、議案第６号について、説明がありました。 ここで、現地調査時の意見の報告をお願いいたします。
事務局 （鈴木(学) 主査）	番号１番について、現地を調査した結果、特段問題はありませんでした。 報告は以上です。
議長 （草野会長）	ただいまの報告では、「特に問題ないと判断される」とのことでした。 これについて、委員の皆様から何かご意見・ご質問はございますか。 【「意見なし」との声あり】
議長 （草野会長）	ご質問がないようでありますので、お諮りいたします。 議案第６号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」との声あり】

議長
（草野会長）

ご異議なしと認め、議案第６号、「農地法第５条の規定による許可処分の取消願いについて」は、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第７号、「いわき市農用地利用集積計画について」、審議をいたしますが、議事参与の制限に、議席番号２番、四家誠委員、議席番号12番、生田目祥明委員が該当しております。

四家委員、生田目委員は、一時退出を願います。

【２番・四家委員、12番・生田目委員一時退席】

議長
（草野会長）

それでは、事務局説明を求めます。

事務局
（府川係長）

議案書の10ページをお開き願います。

【議案第７号を朗読し、審議事項を説明】

詳細については、担当者が説明いたします。

事務局
（西山主任）

議案説明書の11ページをお開き願います。

いわき市農用地利用集積計画についてご説明いたします。

次のページをお開き願います。

農用地利用集積計画第４号から第５号の内容についてご説明いたします。

第４号は、公益財団法人福島県農業振興公社が、農地中間管理事業により、新たに農地中間管理権を取得し、農用地を借りて転貸するものでございます。

実施地区は平、小名浜、四倉、借り手８名、貸し手14名。

対象筆数は田：51筆、畑：４筆、面積は田：59,205㎡、畑：1,164㎡となっております。

第５号は、最初の期間が満了し、公益財団法人福島県農業振興公社が、農地中間管理事業により、再度農地中間管理権を取得し、農用地を借り手に転貸する事案でございます。

実施地区は好間、借り手１名、貸し手１名。

対象筆数は田：２筆、面積は田：965㎡となっております。

なお、議案説明書20ページまで、農用地利用集積計画の各号の詳細な説明は省略させていただきます。

以上、第４号から第５号の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第３項の各要件を満たしていると考えます。

事務局 （西山主任）	農用地利用集積計画については以上です。
議長 （草野会長）	ただいま、事務局より、議案第７号について、説明がありました。 これについて、委員の皆様から何かご意見・ご質問はございますか。 【「意見なし」との声あり】
議長 （草野会長）	ご質問がないようでありますので、お諮りいたします。 議案第７号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。 【「異議なし」との声あり】
議長 （草野会長）	ご異議なしと認め、議案第７号、「いわき市農用地利用集積計画について」は、原案のとおり可決いたします。 それでは、四家委員、生田目委員、入室願います。 【２番・四家委員、12番・生田目委員着席】
議長 （草野会長）	次に、議案第８号、「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）について」、事務局の説明を求めます。
事務局 （府川係長）	議案書の11ページをお開き願います。 【議案第８号を朗読し、審議事項を説明】 詳細については、担当者が説明いたします。
事務局 （西山主任）	議案説明書の21ページをお開き願います。 「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）に対する意見の決定について」、ご説明させていただきます。 次のページをお開き願います。 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第３項の規定により、いわき市が作成しました農用地利用配分計画（案）について、意見を求められたためお諮りするものです。 借り手、住所は平下高久。 貸し手、住所氏名は、福島市中町８番２号、公益財団法人福島県農業振興公社・理事長芳見茂。 土地の所在は、平下高久外11筆、現況地目は田、面積は田：9,872

事務局 （西山主任）	㎡です。 詳細につきましては、記載のとおりです。 なお、農用地利用配分計画（案）は、既存の中間管理事業の借り手の変更に伴い、作成されたものです。 また、借り手は、農地中間管理機構へ借受者として登録された方の中から選定されております。 農用地利用配分計画（案）について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第５項及び福島県農業振興公社農地中間管理事業の実施に関する規定第13条の規定のとおり、県知事認可の各要件を満たしていると考えます。 説明は以上です。
議長 （草野会長）	ただいま、事務局より、議案第８号について、説明がありました。 これについて、委員の皆様から何かご意見・ご質問はございますか。
８番 佐川委員	議席番号８番の佐川です。 この中で４、５、６番ですが、Ａ社が利用することになっていますけど、どのような利用をなさるのでしょうか。
事務局 （西山主任）	ただいまご質問いただきました、Ａ社についてご説明させていただきます。 元々は物流会社ですが、一昨年から農業の参入を希望されているということで、いわき市の生産振興課に何度も足を運んで、営農に向けた相談を行っている会社でして、今回、蕎麦の栽培を行いたいということで、今年はまだ試験的な栽培ということで小規模の面積となりますが、ゆくゆくは１ヘクタール以上の農地で蕎麦の栽培をしたいというところで営農計画をいただいております。 計画自体も、実現性の高いものと認められて、この度、認定新規就農者にもなれたということで、農地中間管理事業を通じて、農地の貸し借りを行っている法人になります。 以上の説明でよろしいでしょうか。
議長 （草野会長）	これは、今回初めての貸し借りですか。
事務局 （西山主任）	今回初めてです。 農業についても、初めて行う形です。 蕎麦を作るということです。

６番 藁谷委員	６番、藁谷です。 Ａ社で蕎麦を作るっていう話ですが、この土地は角っこで、冠水するところですよ。 蕎麦というのは、その土地には適さないと思う。
事務局 （西山主任）	今、ご意見をいただいたのは、配分計画の方でも同じで、説明資料の20ページ、農用地の集積計画の方でも今回限りということではなくて、こちらの方になるかと思いますが、先ほどご説明したとおり、あくまでＡ社が、まだ本格的な農業が始まってない、今年から作付けを初めて行うというところで、土地ならどんな土地がいいのか、蕎麦の栽培技術など、そういうところがまだ分からないところではあります。 今回ご指摘のとおり、蕎麦の栽培に適さないということであれば、柔軟に対応していくと思われます。 こちらについては、一度貸し借りがされまして、今まで借りていた人が、もう耕作を続けないっていう形で手放されてしまった後、このままだと誰も耕作する方がいなくなってしまうという土地でもありましたので、この度、Ａ社が試験的に行う圃場として手を挙げた形になります。 遊休農地になってしまうということであれば、何かしら活用するという形です。 もし、蕎麦の栽培に適さないということであれば、維持管理等、また別の作物を作付けしてもらうのが良いものと考えております。 以上です。 以上の説明でよろしいでしょうか。
18番 鈴木(義) 委員	18番、鈴木です。 私が懸念したのは、藁谷委員と同じ点もありますが、蕎麦は専用の機械が必要になりますよね。 その辺りの機械類はどうするのかというところまで突っ込まないと、先ほど我々の心配した、新たな遊休農地の発生に繋がってしまうので、その農具・機械はどのような形のものをリースなり購入するのかっていう内容について、お伺いしたいと思います。
事務局 （西山主任）	機械の取得の方法ですが、受け手の選定は、あくまで市の生産振興課で行っておりまして、生産振興課で営農計画が認定されたということで、我々も受けているものです。 詳しい営農計画については、我々では今この場では分からないので、次回以降、何か資料でお示しさせていただくか、または今回の

事務局 （西山主任）	この計画については、「異議あり」という形で、生産振興課にお返しする形になるかと思います。 よろしくお願いします。
事務局 （金成主査）	ただいまのＡ社の件について、１点だけ。 今、西山主任が答えたことで、農業委員会として持っている情報としてはそのとおりですが、１点聞き及んでいる情報をお伝えいたします。 今回、Ａ社が行う蕎麦の栽培については、既にある程度その販路が見えているところがあります。 元々は、その販路側で蕎麦を栽培しておりまして、そこから機械を当面の間、借りる計画があるということで聞き及んでおります。 当然、トラクターでの耕起はできますが、その後の刈り取り等は、蕎麦用のハーベスターが必要になりますので、そういったものは今すぐ取得するという計画ではなく、あくまでその販路側、営農の支援をしていただいている会社から借りてくるというような形です。 物流会社ですから、機械の運搬については、自身の会社で問題なく可能であるというところは、聞き及んでおります。 以上でございます。
議長 （草野会長）	市の生産振興課との情報の共有を、これから密に取っていかないと、そういった疑問が出てきますので、そこはしっかり確認するようにしてください。 鈴木義直委員、今の答えでよろしいですか。 心配していた、遊休農地に繋がってしまう可能性があるのであれば、ここは逆に、Ａ社が成功していくために、更に規模拡大をやってもらうために、「あちらの課・係がやってくれるから、後は知らない」ということではなく、農業委員会も責任を持ってフォローするような体制が必要ではないかと私は思います。 先ほど、この20ページの２番のＡ社が関与している蕎麦に関しては、土地の水はけが悪いことで、そういう問題があるということは、そういった状況を生産振興課では把握しているのかな。
事務局 （西山主任）	生産振興課ですね。 こちらについては、一度耕作が行われていて、そこを改めて中間管理機構が生産振興課と協議を行いながら、新たな耕作者を探していて、そこにＡ社が手を挙げてくれたという形なので、どういった農地かいうところは、十分に伝わっていると思われます。

議長 （草野会長）	我々が言っていた、そういう経緯がある土地だということの説明ですね。
12番 生田目委員	議席番号12番の生田目です。 今のお話のところで、できればですが、生産振興課に昨年の実績等を聞いていただきたいと思います。 新規参入であり、認定農業者で、実績がどのぐらいあるのかというのが分からないところですが、過去に失敗して、実績があまり芳しくない方に農地を貸すというのも、少々難ありなのではないかと思います。 実績があって、これから規模拡大っていうのであれば、問題ないと思います。 どこでも、土地を借りて耕作する前の実績もないまま、規模拡大というのは、生産者としては少し微妙なところなのではないかと思いますので、確認をお願いしたいと思います。
事務局 （西山主任）	こちらの会社は新規参入で、今年度は試験栽培ということなので、昨年度の実績というものは、まだゼロの状態になっております。
12番 生田目委員	それでは、実績はないものの土地を借りるということで、それなりの営農計画ができているという判断でよろしいでしょうか。
事務局 （西山主任）	そうですね。 基盤強化法で貸し借り、新規で貸し出される場合は、市の生産振興課で、認定新規就農者か認定農業者の計画の認定を受けたうえで、農地の貸し借りを行っていただく形になると思いますので、５年後の営農計画、皆様もこの中に認定農業者、認定を受けている方がいらっしゃるかと思いますが、そういった営農計画を経て、市でこれであれば認定して問題ないという確認を取ったうえで、農地の貸し借りを行っていただいているものです。
12番 生田目委員	はい、わかりました。 では事実確認、その計画等をよく精査していただきたいと思います。
議長 （草野会長）	これは、貸借が地権者同士ではなく、農地中間管理機構、要するに「農地バンク」が間に入っているっていうことが、相対の貸し借りではないので、その辺りがややこしいのですが、今後、我々が今までやってきた利用権の設定について、農地中間管理機構が全て間

議長 （草野会長）	に入って進むといった流れになるようなので、そうすると、こういう問題が起きる可能性も出てくるのではないかと危惧している。 この前の研修でも、そういう意見が出ました。 その辺りも踏まえて、生産振興課で、「認定の書類から見て大丈夫だろう」という判断で、安易に貸借が進むことも問題だということもありますので、西山主任には生産振興課と意見を交わしながら、こういった懸念もあるから、情報は共有させてくださいということでお願いしていただきたい。
事務局 （西山主任）	あと１点補足ですが、先ほど言ったように、こちらの農地の貸し借りには中間管理機構が間に入っております。 この中間管理機構の事業のメリットの一つとして、公社がうたっているのが、実際に耕作をして駄目だった場合に、借りている方が土地を荒らしたまま音信不通になってしまうといったことになった場合は、公社が農地をきれいにして、所有者に返します。 そういったメリットをうたっている事業です。 ですので、例えば今回、仮にＡ社がここの農地が駄目だったというときには、もちろんきれいな状態にして、公社が責任を持って土地を返す。 そういった新規参入の方がまだ分からないというところで、土地を貸すのも躊躇するといった点を解決するのも、この中間管理機構というものができた趣旨の一つです。 それと、新規参入を増やしていくのも大切なことの一つかなと考えております。 なお、こういった新しく参入される方については、市の生産振興課と情報を共有しながら、適切な営農が続けられるように協力していきたいと思います。 補足、以上です。
議長 （草野会長）	はい。鈴木委員。
18番 鈴木(義) 委員	資料を見ていて疑問に思ったのは、新規就農の認定農業者で５年計画と先ほどおっしゃっていましたが、これを見ると一番下の賃貸期間が２年になっていますね。 認定農業者というのは、段階的に規模を拡大していく計画書になっているはずですが、これを見ると「７年、７年、２年」になっているので、その辺りの整合性が取れていないのかなと思いましたので、再度確認をお願いしたいと思います。

事務局
（西山主任）

こちらにつきましては、農地中間管理事業は、農地所有者が農地中間管理機構に農地を貸します。

中間管理機構は、その借りた農地を耕作者へ貸します。

この一番下の案件ですが、この農地の所有者は、２年間だけしか中間管理機構に土地を貸しませんという形で契約されたようです。

ですので、Ａ社は、借りられる期間が２年間だけというものになっているので、こちらの記載については、貸借期間が２年間になっております。

議長
（草野会長）

今の説明でよろしいですか。

非常にバランスが取れていないという部分もありますけどね。

ただ、中間管理機構が間に入って貸すという場合に、責任が取れるのかというのも、今後出てくると思います。

認定農業者も、「こういう形で認定されているから問題ない」という形ではなくて、その辺りも精査しながら進めていかないと、今のような議論は多く出てくると思うので、事務局も今後確認はしっかりやってください。

その他、よろしいですか。

８番
佐川委員

議席番号８番の佐川です。

この件で、20ページの２番で借賃が入っていますが、22ページの４番から６番では０円になっています。

これには、何か理由があるのでしょうか。

事務局
（西山主任）

賃貸料についてですが、こちらは公社で賃料の設定をする場合となります。

まず大前提として、土地を貸す人、土地を借りる人の意見を伺いながら賃料の設定をして、それが地区の相場からかけ離れていない場合は、中間管理機構では細かな指導等は入らない形です。

22ページの方も、賃料が０円に設定されている部分については、耕作者が土地を持て余していて使い道がないという形で、０円という設定になっております。

20ページについては、先ほどご説明したとおり、今まで耕作していた方が今後耕作を続けないという形になり、新たにＡ社が土地を借りてくれたということで、今までの契約の賃料を引き継ぐ形での契約、賃料の設定ということでお互い納得したので、ここは一反当たり3,000円という賃料で設定されたものになっております。

議長 （草野会長）	佐川委員、よろしいですか。
８番 佐川委員	はい。
議長 （草野会長）	その他、ございませんか。 なければ、今の疑問点について、一応事務局としても、生産振興課担い手支援係、また中間管理機構の現担当の松崎さん、でもこれは担当者だけの問題ではないので、その辺りの管理機構の意見も確認しながら進めてください。 なければ、議案第８号については、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。 【「意見なし」との声あり】
議長 （草野会長）	ご異議なしと認め、議案第８号、「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）について」は、原案のとおり可決いたします。 次に、議案第９号、「農業経営基盤強化促進法に基づく共有者不明農用地等に係る公示について」、事務局の説明を求めます。
事務局 （府川係長）	議案書の12ページをお開き願います。 【議案第９号を朗読し、審議事項を説明】 詳細については、担当者が説明いたします。
事務局 （西山主任）	議案説明書の23ページをお開き願います。 「農業経営基盤強化促進法に基づく共有者不明農用地等に係る公示について」、ご説明させていただきます。 次のページをお開き願います。 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の施行に伴い、未相続等により共有者が不明な農用地、２分の１の共有持分を有する者が確知することができない場合であっても、共有持分を有する者１人がいれば、他の共有持分を有する者については、農業委員会が探索を行い、公示を経て、農地中間管理機構への貸付が可能となったものです。 従来であれば、共有持分の過半の同意がなければ、農用地利用集積計画で農地の貸し借りはできませんでしたが、本制度により市町村から農業委員会に対して、各共有者に関する情報の探索を要請することが可能となり、法で定められた範囲内で農地の所有者の探索

事務局 （西山主任）	を行い、その探索を行った際に、判明した共有者の同意を得る。 　または、反対の意見がない場合は、反対されなかった方は同意をしたとみなすことが可能となりまして、農地の貸し借りが可能になったものです。 　本案件につきましては、平鎌田地区で進んでいる農地整備事業の実施に伴い、２分の１の共有持分を有する者が確知できない農用地について、農地中間管理権を設定する必要があることから、市から農業委員会事務局に探索の要請があったものです。 　番号１番、所有者の住所は、平鎌田。 　申出者、住所は、平鎌田。 　土地の所在は、平鎌田、現況地目は田、畑、面積は田：991㎡、畑：631㎡。 　詳細につきましては、記載のとおりです。 　当該共有者不明農用地等については、共有持分を有する者であっても、知られている者全ての同意を得られたため、農業経営基盤強化促進法第21条の３に基づく公示をしてよいか伺うものです。 　なお、議決を得た後は、共有者不明農用地に関する情報等を農業経営基盤強化促進法第21条の３に掲げられた事項及び農用地利用集積計画（案）を本農業委員会のホームページにて公開を行い、公示期間中に反対者が現れなかった場合、改めて農用地利用集積について総会で議決を求めることとなります。 　説明は以上です。
議長 （草野会長）	ただいま、事務局より、議案第９号について、説明がありました。 　これについて、委員の皆様から何かご意見・ご質問はございますか。 【「意見なし」との声あり】
議長 （草野会長）	ご質問がないようでありますので、お諮りいたします。 　議案第９号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。 【「異議なし」との声あり】
議長 （草野会長）	ご異議なしと認め、議案第９号、「農業経営基盤強化促進法に基づく共有者不明農用地等に係る公示について」は、原案のとおり可決いたします。 　ここで、冒頭での事務局説明のとおり、議案第10号、「非農地の判

議長 （草野会長）	断について」、事務局の説明を求めます。
事務局 （小川係長）	本日、別冊でお配りしております「追加議案・議案第10号」と書いてあるものをご覧いただきたいと思います。 めくっていただきまして、１ページ目です。 【議案第10号を朗読し、審議事項を説明】 詳細につきましては、担当者がご説明申し上げます。
事務局 （金成主査）	それでは、説明をさせていただきます。 同じく議案書の３ページをお開き願います。 「非農地の判断について」でございます。 ページをめくっていただきまして、次の５ページをお開き願います。 番号１番から６番については、登記地目が田及び畑にあるものの、長年耕作されておらず、既に原野・山林の様相を呈しております。 今般、農地法第30条に基づく農地利用状況調査において、非農地であると判定されたため、農地法第２条第１項の農地には該当しないものとの判断を求めるものでございます。 ５月分は、登記地目が田：１筆、1,232㎡、畑：８筆、1,516㎡、合計：９筆、2,748㎡でございます。 詳細な位置図につきましては、７ページから９ページに記載させていただいておりますので、ご確認願います。 説明は以上でございます。
議長 （草野会長）	ただいま、事務局より、議案第10号について説明がありました。 ここで、現地調査時の意見等の報告をお願いいたします。
５番 田子委員	議席番号５番、田子耕一です。 番号１番から番号５番について、現地を調査した結果、既に山林の様相を呈している状況でありました。 非農地化にすることに関しては、特段問題はありません。 報告は以上です。
議長 （草野会長）	続いて、岡村委員。
10番 岡村委員	議席番号10番、岡村泰典です。 番号６番について現地を調査した結果、既に原野の様相を呈して

10番 岡村委員	いる状況でありました。 非農地化することに関しては、特段、問題ありません。 報告は以上です。
議長 （草野会長）	ただいまの報告では、「特に問題ないと判断される」とのことでした。 これについて、委員の皆様から何かご意見・ご質問はございますか。 【「意見なし」との声あり】
議長 （草野会長）	ご質問がないようでありますので、お諮りいたします。 議案第10号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。 【「異議なし」との声あり】
議長 （草野会長）	ご異議なしと認め、議案第10号、「非農地の判断について」は、原案のとおり可決いたします。 次に、議案第11号、「いわき市農業・農村振興基本計画審議委員会の委員の推薦について」、事務局の説明を求めます。
事務局 （草野係長）	それでは、別冊でお配りしています「追加議案・議案第11号」という資料をお開き願います。 【議案第11号を朗読し、審議事項を説明】 詳細につきましては、担当者より説明いたします。
事務局 （浅川）	議案第11号に係る議案書の３ページをお開き願います。 「いわき市農業・農村振興基本計画審議委員会の委員の推薦について」、説明いたします。 趣旨についてですが、いわき市長より、いわき市農業・農村振興基本計画審議委員会の審議委員１名の推薦を求められたことから、被推薦者を決定するものです。 委嘱期間は令和４年９月１日から令和６年８月31日までの２年間です。 このいわき市農業・農村振興基本計画審議委員会は、いわき市が本年２月に策定した、いわき市農業・農村振興基本計画の進捗状況を定期的に確認し、その実施状況の点検と成果のチェックを行う機関であります。

事務局
（浅川）

農業委員会から推薦された審議委員の方には、年１回から２回程度、会議出席していただきまして、担い手への農地の利用集積の状況や、基盤整備の状況について審議委員会の中で共有を図っていただくこととなります。

なお、当該計画の策定から、進行管理へのフェーズ移行に伴う審議委員の構成見直しにより、今回新たに、農業委員会から審議委員を推薦するよう求められたものであります。

その他、前回の審議委員の構成及び今回における審議委員推薦依頼先、それと当該計画の抜粋等を、４ページ以降に添付いたしましたので、ご参照願います。

提案要旨については、以上です。

議長
（草野会長）

ただいま、事務局より、議案第11号について説明がございました。

この件について、被推薦者を選出いたしますが、どんな方法がよろしいか皆さんにお諮りします。

ご意見ございますか。

【意見・質問なし】

議長
（草野会長）

なければ、役員会で協議した事務局の案を説明していただければ。

事務局
（草野係長）

ただいま、浅川から説明いたしましたが、今回初めてこちらの審議委員会の委員の推薦を求められております。

いわき市農業・農村振興基本計画は、市の農業政策の根本となる基本計画でありまして、かなり大きいものでございます。

それの進捗管理ということで、農業団体の代表者として、農業委員会の委員の推薦を求められております。

審議会の委員の推薦候補につきましては、この総会の中で委員さんの代表者ということでご名前が挙がれば、その方を推薦したいと考えております。

参考として、役員会での協議の中では、今申し上げましたとおり、市の基本計画、大きい計画の進捗管理ということも踏まえまして、草野会長を農業委員会の代表として推薦してはどうかというお話が出されました。

事務局の説明は以上です。

議長
（草野会長）

ただいま、事務局より説明がございました。

先日の役員会で、今説明があったとおりの意見が出たわけですが、

議長 （草野会長）	委員会の代表として「一言もの申す」いう部分では、会長が適任ではないかという話になりました。 皆様のご異議がなければ、いわき市農業・農村振興基本計画の委員を会長とするということで、ご異議ございませんか。 【「異議なし」との声あり】
議長 （草野会長）	ご異議なしと認め、議案第11号について、いわき市農業・農村振興基本計画の審議委員会の委員に、いわき市農業委員会会長、私、草野庄一を被推薦者とすることといたします。
議長 （草野会長）	ここで、報告事項に入る前に、休憩といたします。 ただいま、11時10分です。 10分間休憩とし、再開は11時20分からといたしますので、よろしくお願いいたします。 【10分間休憩】
議長 （草野会長）	全員お揃いですので、議事を再開します。 次に、報告第１号から報告第６号まで、一括して事務局の説明を求めます。
事務局 （小川係長）	議案書13ページをお開き願います。 【報告第１号を朗読、報告事項（令和３年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について）を説明】 資料３をお手元にご準備いただきたいと思います。 右上に「資料３」と書いてあるもの、「令和３年度の目標及びその達成に向けた活動の点検評価」でございます。 初めに、例年ですと、「前年度の活動の点検・評価」と併せまして、「令和４年度の活動計画の目標」というものを議案として承認いただいているところでございますが、今年は２月の経営局長通知と課長通知を受けて、「「最適化活動の推進について」ということで、そのガイドラインに基づいて目標を作りなさい。それに基づき、毎年点検・評価していきなさい」ということで、新たに通知が出ているところでございます。 この資料３は、その通知に基づくものではなく、これまで行ってきた令和３年度につきまして、これまでの数値に基づき活動の点検・評価をやりなさいということでございます。 ですので、令和４年度の目標については、その２月の通知を受け

事務局
（小川係長）

て、新たに作成するということでございます。
来週から地区審議会、第２回目になりますが、８地区で開催させていただきます。
その中で、令和４年度の農業委員会全体の活動の目標の数値と活動内容に併せて、推進委員の皆さん計32名の目標、更には農業委員の皆さんの目標というところで、地区審議会の場でご説明させていただきながら、６月の総会の中で令和４年度の目標を議案として提出させていただき、６月末までに県の農業会議に報告をするという予定でありますので、目標の設定については、来週の地区審議会でご説明していきたいと思います。
それでは資料３、令和３年度の活動の点検・評価でございます。
まず、１ページ目、一番上、農業の概要ということで、耕地面積ですとか、経営耕地面積といったところは、※の１、２、３にあるように、国が公表している統計の数字ですとか、2020年の農林業センサスなどに基づき、数値を記載しているところでございます。
真ん中の辺り、四角枠の部分の「総農家数：4,960」、その下の「自給的農家：1,844」、「販売農家数：3,116」、その下の内訳が「バー（注：記号の―）」になっております。
右側の農業就業者数、こちらもバーになっております。
これは、2020年の農林業センサスから、こういった数値は統計として出さないということになりましたので、バーという記載をしております。
また右側、認定農業者、認定新規就農者、農業参入法人の数字につきましては、農業委員会調べ、併せまして、市の生産振興課から数字を照会したものに基づき、回答したものを記載しております。
下の２番、農業委員会の現在の体制でございます。
令和６年の７月７日までの任期で、それぞれ農業委員の皆さんの定数、最適化推進委員の皆さんの定数、地区数などを記載しております。
めくっていただきまして、２ページ目でございます。
２ページ目につきましては、農地の利用集積・集約化ということで目標の達成、「目標に向けて、どのような実績があったのか」というところでございます。
１番は、現状及び課題ということで、昨年５月に、「令和３年度の活動計画の目標」を掲げておりますが、その内容をそのまま記載しているところでございます。
令和３年３月現在ということで、要は、ここに書いてあるのは令和２年度末の実績というところでございます。
右側を見ていただくと、集積率は26.3％であったということを踏

事務局 （小川係長）	まえまして、２番の目標及び実績ということで、「集積目標①：2,789.8ヘクタール」、これを令和３年度の目標に掲げたところでございます。 それに対しまして、「集積実績②」でございますが、2,427ヘクタールということで、うち新規実績としましては、419.6ヘクタールというところで、①に対して②がどのぐらい達成できたかというのが86.9％というところでございます。 ちなみに、集積実績①の集積率としましては、ここに記載がございませんが、集積率としては32.3％という形になっております。 ３番、目標達成に向けた活動計画実績はご覧のとおりでございまして、４番の目標活動に対する評価ということでございます。 達成状況から、十分な結果とは言えませんけれど、具体的な活動を実施したことで実績を上げることができたということでございます。 続いて３ページ目、こちらは新規参入部分の目標と実績でございます。 １番は、令和２年度の実績でございまして、２番の「令和３年度の目標及び実績」ということで、参入目標①というのは１年で10経営体を目標としたというところでございます。 その隣、参入実績の②でございますが、12経営体ということで、達成度としては120％というところでございます。 ③目標に向けた活動、④それに対する評価ということで、おおよそ計画どおり目標を達成できたというところでございます。 また、ページをめくっていただきまして、今度は４ページになります。 こちらは、遊休農地に関する評価というところでございます。 １番は、令和２年度末の現状ということで、農地面積に対して遊休農地が442ヘクタールあったということでございまして、割合としては5.6％というところでございました。 ２番の令和３年度の目標及び実績ということで、こちらについては、１年間で28ヘクタールを解消するという目標に対して、99.8ヘクタールの実績が上がりましたというところでございます。 この99.8％の内訳ですが、市の耕作放棄地対策協議会、農業委員会事務がこの協議会の事務局をやっておりますけれど、昨年度の県の遊休農地再生補助事業がございますが、それを活用して、１年間で５件、申請及びそれに基づいて補助事業を実施したというところでございます。 補助金でいうと、1,043,000円ということで、非常に大きな金額をいただきながら事業を実施したというところでございます。

事務局
（小川係長）

再生できた面積が0.8ヘクタールでございまして、その他荒廃農地として再生利用が困難であろうということで、現況確認証明願いで上がってきたもの、また法務局から照会がございますが、そういったものを荒廃農地として再生利用が困難ということで、出した数字が約99ヘクタールということでございます。

現況確認証明願いが上がってきて、非農地とした内容で一番大きかったのが田人町の牧場、こちらが約80ヘクタールということでございます。

資料３に戻りまして、３ページと４ページでございますけれど、達成状況としては、数字上は300％を超えるような実績というところでございます。

その下の３番、目標達成に向けた活動ということで、活動計画・活動実績ということで、まず利用状況調査、調査員数を62名ということで、これは推進委員の皆さん、農業委員の皆さん、さらには事務局の人数を加えて62名ということでございます。

通年で調査及び取りまとめを行っておりまして、農地の利用意向調査については11月から１月に実施をしたということでございます。

活動実績については、１号遊休農地は調査数及び調査面積が189筆、19ヘクタール。

２号遊休農地は、調査数が76筆、調査面積が６ヘクタールというような状況でございます。

４番の一番下ですが、評価については、概ね計画に即した活動ができたのではないかというところでございます。

続きまして、５ページですが、これ以降は違反転用の適切な対応ということでございます。

１番は、現状と課題でございますが、２番の令和３年度の実績としましては、実績①として12,108㎡という状況でございます。

３番の実績と評価については、計画に即した活動が実施できたというところでございます。

ページをめくっていただきまして、６ページ目でございます。

こちらは、農地法にその権限に属された事務に関する点検というところでございまして、１番は農地法の第３条に基づく許可事務でございます。

１年間の処理件数が129件、うち全て許可というところでございます。

隣の７ページ目でございますが、３番の農地所有適格法人からの報告への対応、その下が４番の情報の提供等ということで、賃借料情報の調査提供です。

事務局
（小川係長）

その下の、農地の権利移動等の状況把握が6,681件。

最後に、農地台帳の整備ということで、我々事務局での台帳上の農地面積が10,824ヘクタールということで、データの更新を随時行っておりまして、公表も実施しているというところでございます。

めくっていただきまして、最後の８ページでございます。

真ん中のローマ数字の８番、事務の実施状況の公表等ということで、１番の総会の議事録の公表については、ホームページで随時速やかに公表しているというところでございます。

２番、農地等利用最適化推進施策の改善についての意見の提出ということで、昨年度は１件提出しております。

その四角枠の中は、概要ですね。

昨年６月28日、第16期の農業委員体制の任期３年の活動の総仕上げとの位置付けということで、法に基づき市長に意見を提出したところでございます。

２番、意見の骨子ということで、最適化推進のための３つの取組みに関する事項及びその他の必要な事項として、本市農業のさらなる振興・発展のための取組みに関する事項。

以上、４つの柱で構成しております。

それぞれの件数は、ご覧のとおりでございます。

３番、活動計画の点検・評価の公表。

資料３の内容になりますが、ホームページに公表しているところでございます。

少し簡単ではございますが、資料３「令和３年度の目標達成に向けた活動の点検・評価」の説明は以上でございます。

事務局
（府川係長）

議案書14ページをお開き願います。

【報告第２号を朗読、報告事項（農地法第３条の３第１項の規定による届出について）を説明】

議案説明書の25ページから28ページをお開き願います。

今月の報告件数は14件、権利の取得事由は全て相続です。

権利の取得面積は、田：43,765㎡、畑：21,550㎡、合計：65,315㎡です。

以上、事務局長が専決処分いたしましたので、報告いたします。

続きまして、議案書15ページをお開き願います。

事務局
（府川係長）

【報告第３号を朗読、報告事項（農地法第４条第１項第８号の規定による農地転用届出について）を説明】

議案説明書の29ページから30ページをお開き願います。

今月の報告件数は３件、転用面積は田：1,115.55㎡、畑：1,663㎡、

事務局 （府川係長）	合計：2,778.55㎡です。 以上、事務局長が専決処分いたしましたので、報告いたします。 続きまして、議案書16ページをお開き願います。
事務局 （府川係長）	【報告第４号を朗読、報告事項（農地法第５条第１項第７号の規定による農地転用届出について）を説明】 議案説明書の31ページから34ページをお開き願います。 ここで、33ページの10番と34ページの11番について、譲受人の法人名が一部かすれてしまっているので、補足させていただきます。 法人名の一部が消えておりますが、株式会社Ｂでございます。 かすれている場合は、加筆していただけると助かります。 大変失礼いたしました。 それでは説明に戻りますが、よろしいでしょうか。 今月の報告件数は13件、転用面積は田：4,436㎡、畑：3,925㎡、合計：8,361㎡です。 以上、事務局長が専決処分いたしましたので、報告いたします。 続きまして、議案書17ページをお開き願います。
事務局 （府川係長）	【報告第６号を朗読、報告事項（農地法第18条第６項の規定による合意解約について）を説明】 議案説明書の36ページから37ページをお開き願います。 今月の合意解約件数は３件、面積は田：10,627㎡、畑：０㎡、合計：10,627㎡です。 以上、合意解約の通知がありましたので、報告いたします。 次の報告については、草野係長から説明いたします。
事務局 （草野係長）	議案書18ページをお開き願います。 【報告第６号を朗読、報告事項（引き続き農業経営を行っている旨の証明書について）を説明】 議案説明書の37ページをお開き願います。 申し訳ございません、ここで訂正をお願いします。 37ページのタイトルですが、「議案第６号」となっておりますので、「報告第６号」に訂正をお願いします。 申し訳ございませんでした。 今月の報告件数は１件、相続税の納税猶予に係る証明となっております。 証明面積は、田：2,177㎡、畑：901㎡、合計：3,078㎡です。 以上、事務局長が専決処分いたしましたので、報告いたします。 議事の報告といたしましては、以上になります。

議長 （草野会長）	以上、事務局説明のとおりですので、ご承知置き願います。
議長 （草野会長）	次に、その他に移ります。 まず、事務局から何かありますか。
	【資料４】令和４年田畑売買価格等に関する調査について ⇒　上記資料に基づき、趣旨を説明した。 【資料５】令和５年度農業施策に関する要望事項の検討について ⇒　上記資料に基づき、趣旨を説明した。 【資料６】農業経営改善セミナーについて ⇒　上記資料の趣旨について、周知した。
議長 （草野会長）	ほかに、委員の皆様から何かございますか。 【「ありません」の声あり】
議長 （草野会長）	特にないようでありますので、以上をもちまして、いわき市農業委員会第13回総会を閉会いたします。

4　議案・報告の内容及び審議結果

⑴　議案

番号	名称	審議結果
第１号	令和３年度業務報告の認定について	原案のとおり可決
第２号	令和４年度農業者年金加入推進活動計画（案）について	原案のとおり可決
第３号	農地法第３条第１項の規定による許可申請について	原案のとおり可決
第４号	農地法第５条第１項の規定による許可申請について	原案のとおり可決
第５号	農地法第５条第１項の規定による許可後の事業計画変更申請について	原案のとおり可決
第６号	農地法第５条の規定による許可処分の取消願いについて	原案のとおり可決
第７号	いわき市農用地利用集積計画について	原案のとおり可決
第８号	農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）について	原案のとおり可決
第９号	農業経営基盤強化促進法に基づく共有者不明農用地等に係る公示について	原案のとおり可決
第10号	非農地の判断について	原案のとおり可決
第11号	いわき市農業・農村振興基本計画審議委員会の委員の推薦について	草野庄一会長を被推薦者とする旨可決

⑵　報告

番号	名称
第１号	令和３年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について
第２号	農地法第３条の３第１項の規定による届出について
第３号	農地法第４条第１項第８号の規定による農地転用届出について
第４号	農地法第５条第１項第７号の規定による農地転用届出について
第５号	農地法第18条第６項の規定による通知について
第６号	引き続き農業経営を行っている旨の証明書について

5　農業委員会等に関する法律第31条に規定する議事参与の制限に該当した委員

議案番号	議案名称	該当委員
第７号	いわき市農用地利用集積計画について	２　四家　誠
第７号	いわき市農用地利用集積計画について	12　生田目　祥明

６　本総会の閉会時刻

午後０時10分

７　本総会の議事録署名人に指名された委員

２　四家　誠

３　志賀　幸

【議事録署名用紙（議長用）】

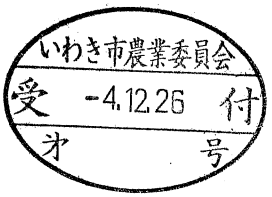

いわき市農業委員会総会会議規則第24条の規定により、会議内容を上記のとおり記載したので、相違ないことを証するため署名する。

令和 4 年 12 月 26 日

議 長 草野孝一

【議事録署名用紙（議事録署名人用）】

いわき市農業委員会総会会議規則第24条の規定により、会議内容を上記のとおり記載したので、相違ないことを証するため署名する。

令和 4 年 12 月 27 日

議事録署名人 四家 誠

【議事録署名用紙（議事録署名人用）】

いわき市農業委員会総会会議規則第24条の規定により、会議内容を上記のとおり記載したので、相違ないことを証するため署名する。

令和 4 年 12 月 27 日

議事録署名人 志賀幸